

請願 第6号

受付 令和2年 5月29日

付託 省略

あらゆる疾患の方が安心して医療機関を受診するための発熱外来設置に関する請願

紹介議員 根岸裕美子・加増充子

・請願趣旨

人類は紀元前の昔から様々な感染症と闘ってきました。感染症をもたらす病原体や対処方法が分かかって来たのは、19世紀後半になってからです。100年前に流行ったスペイン風邪では世界で4千万人以上が死亡しています。その当時と現在で大きく違う点は、検査して罹患している人としていない人を区別することができる点です。特にこのコロナウイルス感染症は風邪と似た症状であり、自覚症状のない軽症者も多くいることから、「検査し、隔離すること」の重要性は明白です。

5月25日現在で、新たな感染者数は、全国で29人、茨城県では5月6日以降確認されていません。ある専門家はこの落ち着いている時期が準備期間であり、風邪やインフルエンザが流行する前に「新型コロナウイルス患者が、他の疾患の患者と接触することのないよう動線を区別して対応する」発熱外来の設置を訴えています。実際に取手市で、発熱しても医療機関で診察してもらえず、すぐに検査してもらえないという事例が発生しています。また、診察を受ける必要がある人も医療機関への受診を手控えることもあり、このままでは、医療機関の経営もひっ迫してしまうと聞きます。そして、医療や介護の最前線で闘っている人たちは、常に感染のリスクをかかえ、ひと時も心身が休まらない状況です。

特に取手市は、千葉との県境に位置し、多くの方が東京・千葉に通勤通学している現状です。新型コロナウイルス感染拡大を防ぎ、医療崩壊も防ぎ、医療現場で働いている人の安心のためにも、あらゆる疾患の方が安心して医療機関を受診するためにも、各関係機関と協議連携し発熱外来の設置をすすめて欲しいと考え、請願致します。

・請願事項

1. 医療現場の人の安心のためにも、あらゆる疾患の方が安心して医療機関を受診するためにも、各関係機関と協議連携して発熱外来の設置をすすめること。
2. 市民の不安心配解消のため、防災無線やメールマガジンなど活用し情報(現状・取組んでいること等)を積極的に配信すること。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

令和2年 5月29日

請願者代表

住所 茨城県取手市桜が丘4-28-2

氏名 池田 慈 ほか401人

取手市議会議長 殿